

議 事 日 程 (1)

平成22年11月26日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定について

第2 会議録署名議員の指名について

第3 町長提出議案 第89号 芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第4 町長提出議案 第90号 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第5 町長提出議案 第91号 芦屋町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第6 町長提出議案 第92号 芦屋町一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第7 町長提出議案 第93号 平成22年度芦屋町一般会計補正予算(第3号)について

第8 町長提出議案 第94号 財産の処分について

第9 報 告 第12号 専決処分事項の報告について

【 出 席 議 員 】 (13名)

1番 益田美恵子 2番 貝掛 俊之 3番 田島 憲道 4番 辻本 一夫
5番 小田 武人 6番 岡 夏子 7番 今井 保利 8番 川上 誠一
9番 松上 宏幸 10番 本田 哲也 11番 中西 定美 12番 室原 健剛
13番 横尾 武志

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美

書記 古野 嘉子

書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競技専門審判	仲山武義	会計管理者	入江真二	総務課長	占部義和
企画政策課長	吉永博幸	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大塚秀徳
税務課長	境 富雄	環境住宅課長	守田俊次	住民課長	佐藤一雄
福祉課長	藤崎隆好	地域づくり課長	内海猛年	学校教育課長	鶴原光芳
生涯学習課長	本田幸代	病院事務長	小池健二	管理課長	大長光信行
事業課長	小野義之				

午前10時00分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、会議は成立をいたします。

よって、ただいまから平成22年芦屋町議会第4回臨時会を開会いたします。

お手元に配付しております議事日程に従って会議を進めてまいります。

日程第1. 会期の決定について

○議長 横尾 武志君

まず、日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第2、会議録署名議員の指名についてを議題とします。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第120条の規定により、1番、益田議員と12番、室原議員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第3、議案第89号から日程第9、報告第12号までの各議案及び報告をこの際一括として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記の議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。

早速でございますが、本日提案いたしております議案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

いずれの議案も、本年度の人事院勧告に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第89号、90号、91号の芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定及び芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正の条例の制定並びに芦屋町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、それぞれ、議会議員、町長、副町長、教育長、モーターボート競走事業管理者の期末手当の支給率を、国の指定職の率に準じて引き下げを行うものでございます。

議案第92号の芦屋町一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、職員の給料月額及び期末勤勉手当の支給率の引き上げを行うとともに、4月から11月まで支給済みの給与の一部を12月期末手当の額で減額調整するため、所要の規定整備を行うほか、55歳を超える特定職員について、給料月額の支給額を一定率減額するなどの改正を行うものでございます。

議案第93号の平成22年度芦屋町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ2,300万円を増額補正するもので、歳入につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金及び財政調整基金繰入金を増額計上いたしております。

歳出につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業として、大君地区及び三軒屋地区の歩道整備工事を計上しているほか、夏井ヶ浜公園整備工事実施設計委託や総合体育館のトレーニング機器購入を計上いたしております。

議案第94号の財産の処分につきましては、浜口・高浜町営住宅跡地の売却に関して、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

次に、報告議案でございます。

報告第12号の専決処分事項の報告につきましては、町営住宅使用料の滞納者に対し、訴訟による建物明け渡し等の請求を4件行ったものでございます。

以上、簡単であります但提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。日程第3、議案第89号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第89号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第4、議案第90号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第90号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第5、議案第91号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第91号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第92号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

芦屋町一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例が出ておりますが、町長の説明では、人事院勧告に伴い行うということで、12月の期末手当で減額調整するということですが、これは、芦屋町の職員の年間の給与の減額額は幾らになるのでしょうか。平均で結構です。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

今正確な数字は把握しておりませんので、後ほど全議員さんに報告させていただきます。申し訳ありません。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

普通一般的には大体こういった場合には、職員1人当たり幾らとかそういった数字が出てくると思っていたんですけど、それはそれで結構です。

それで、例えば国家公務員であれば、先ほど町長が言ったように、人事院勧告が勧告されて、これに基づいて行われると思います。県公務員、県職員であれば、これは県人事委員会の勧告でこういったことが行われます。それでは、町では、町村としてはどういったところからこの削減を考えられたのか、その点をお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

地方公務員法だったと思いますが、人事委員会を持っている市町におきましては、その勧告、人事委員会を持たない市町村については、国及び県、近郊の市町村、そういったところと均衡を図った給与となるべきだというのが法律の大元でございますので、芦屋町におきましては人事委員会ございません。したがって、過去もずっと人事院勧告に基づきます国会公務員の給与表、それから、県の人事委員会勧告に基づきます県の職員の条例、こういうものに基づいて改正なり行っております。

なお、すべてが国家公務員と同じというわけではありません。県の人事委員会の分を尊重といえますか、準用した部分についてもございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

基本的には、そういった勧告とか、そういったものが直接出ているわけではないということで、それぞれの自治体よっての裁量、そういった部分もこれに反映されると思いますが、今度のこの問題につきましては、総務省が11月の1日に各都道府県議会等に発出した地方公務員の給与改定に関する取り扱いについてというくだりについては、地域の実情は、説明責任をたてにして、まず、第1点目に50歳代後半層の一定率を乗じた減額、2点目に、4月にさかのぼっての調整措置、3点目に、一時金の0.2月分の引き下げ等を、国における取り扱いを示して適切な対処を期待し、あわせて4点目として、わたりの見直し、5点目に、諸手当の適正化、6点目に、地域手当の国基準、それから、技能労務職の給与の民間との均衡、8点目に、勤務実績の給与の反映、9点目に、自主的に適切な人事管理、10点目に、給与情報等の公表の徹底など、こういったことなどに留意を求めるといって、こういった通達を出しておりますが、これについては、地方自治法、または労使自治、また、団体事務、そういったものに対するやはり勧奨じゃないかというふうに私思います。

先ほど言われましたように、通知はあくまでも地方公務法第59条及び地方自治法第245条に基づく技術的な助言であるということです。それで、そういった点では、強制力または法的根拠のない類似事項の事項であるということです。

先ほども言いましたように、そういった点でそれぞれの自治体で、これをするかしないか、そういったことが判断されるというふうに思ってますんで、そういった点では、一律にこれを踏襲

するのではなく、地方自治体の自主性を尊重させて労使を守る、こういったことが私は必要だというふうに思っています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第92号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第93号についての質疑を許します。今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

一般会計の補正予算の第3号で出てる、資料を事前にいただいという、またきょうの説明があればよかったんですけど、ちょっと勉強する時間がなかったので、ちょっと教えていただきたいのは、歳出のほうで、国、県の支出金の特定財源が減って、一般財源から持ち出しというのが、二、三項目出ているんですけども、この辺についてのご説明が町長からなかったので、ちょっと補足して説明していただければ、今後審議の中でわかると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

町長からの説明もありましたように、今回特定防衛施設周辺整備の調整交付金、これに基づく入り等での整理をさせていただいています。それに伴いまして、今まで調整交付金で実施予定だった、事業の入札残だとか、いろいろもろもろが出たことと、新しい事業への振りかえということで、要は財源内訳を国県支出金から、とりあえず一般財源にかえたもの、それから、過疎債に今後かえる予定のもの、そういうものを踏まえて財源の変更をさせていただいております。

ちなみに、7ページの児童福祉費のところなんですけど、民生費、これにつきましては、山鹿保育所の沐浴設備、これは実施設計、工事が終わっているわけですが、当初予算でこれにつきましては150万予定してたんなんですけど、入札残とかで額がおちたということで、20万円をとりあえず国県の調整交付金が余ったので、よそに充当するために、最終的な補正予算、減額は補正予算の最終でかけますけど、今の段階で調整交付金をほかのに充当しなくちゃいけないので、一財を充てたというのがこの山鹿保育所の関係です。

それに伴って同じように9ページをお開きください。9ページの下の土木費、都市計画費があります。ここで国県支出金が200万減って、一般財源が200万充てるという財源変更です。

これにつきましては、魚見公園のサポートレールの設置工事、これを調整交付金で実施する予定でしたが、これ12月補正でお願いする予定にしていますが、過疎債が充当できそうだとということで、今回ほかの調整交付金に充当するために、ここでは一応一般財源を充当しなおしましたよという報告です。

それから、次のページ、10ページですが、教育費の教育総務費、事務局費ですが、80万円、これは一般財源を減らして、国、県支出金を80万円ふやしているわけですが、これは、給食センターのボイラーの取りかえ工事について、当初予算ベースでは、50万円の充当をやる予定でした。しかしながら、事業を調整した結果、80万円に対して130万円の充当に変更するというので、あくまでこれも調整交付金内の充当の調整によって発生したものです。

主なものは、そういうことでの財源変更になっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

ありがとうございました。ちょっとこの数字をみただけでは補正予算になっているにしては補正の額が変わってなくて、財源内訳だけが変わっておる。じゃあ、今のご説明ですと、12月にこの金額の補正をかけられるということの理解でよろしいですか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

過疎債の関係につきましては、12月議会でお願いする予定です。それ以外のものにつきましては、今国県支出金を減額して一般財源をとりあえず充当してありますが、入札、これ残によるものがほとんどですので、これにつきましては、3月補正ですべて減額します。基本的な考え方をこの調整交付金事業というのは、調整交付金を100%充当して一財を極力なくしてやろうという事業ですので、その中での事業の調整をやらせていただいているという内容でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにごいませんか。岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

歳出の8ページの観光費で、夏井ヶ浜公園、仮称ではありますが、整備工事実施設計委託とありますが、これの工事概要を教えてください。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

今回補正に実績経費を計上させていただいております。一応現下で考えている設備内容ですけれども、駐車場、それから花壇、植栽、モニュメント、見晴らし台、それから、転落防止柵、こういうようなものを現下としては検討いたしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

これに関しては、今年度のこの時期に補正ですが、実施設計が今年度末までに行われて、工事が来年度という認識でよろしんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

来年の23年度に一応工事をやる予定でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第93号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第94号についての質疑を許します。小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

所管委員会が違うものですからちょっと二、三お尋ねをいたします。わかる範囲で結構でございますので。大体この浜口の町有地、正規で1万2,218平米、これ6メートル道路、それから、公園用地等々を除いた中で何区画ぐらいを予定されておるのか。それと、1区画の面積はどのくらいの平均的な面積になるのかわかりましたらお願いいたします。

それと、これは、当然都市計画法に基づく開発行為の許可が必要と思います。その中で、先ほど申しました道路用地、それから、公園用地、こういうものが町に帰属するのかどうなのか。それと、芦屋町に入ってくる南といいますか、西といいますか、玄関口になるわけですから、環境のよい住宅地とするために、この地域に都市計画で申します地区計画をかぶせる予定があるのかどうか。その点についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

数多くいただいております。土地利用計画ではまず対象用地の6割を戸建住宅用地と利用計画を求めております。その内容で提案があつてございます。現在のところ、提案の内容としましては、一つは、戸建住宅として、今利用計画案の段階でございます。正式には開発行為に着手する1カ月前に利用計画を芦屋町のほうに出していただくんですけども、そのときには変更等も考えられますけども、先ほどの60%ルール、そういったものは変更ございません。

それで、現在の利用計画案ですと、戸建住宅は30戸、それから、1戸当たりの平米面積というのは200平米を超えておりましたので、60数坪だったと記憶しております。

それから、公共用地につきましては、道路、これは6メートル以上、こういったものもちゃんと基準として求めております。それから、開発行為の際に、いわゆる公園3%ルール、それから、道路のルール、そういったものは当然今までの開発の経緯からして町に帰属する。それから、都市整備課のほうに今からご相談があると思いますけども、その際は、町の開発基準、そういったものに基づかれてされると思います。

それから、地区計画の関係でございますけども、現状地区計画を今設定する予定はございません。ここ第一種中高層住居専用地域ということで、非常に都市計画の用地地域上、環境のよい用途地域がはってありますので、今のところは予定はございません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

それから、ちょっと先ほど聞き落としたんですが、この土地については、土地だけの分譲になるのか、それとも建売ということになるのか、注文住宅というふうな形になるのか、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

現在、建売、注文住宅というのは、その土地利用者の方針になってまいりますので、私どもとしては、そこはタッチできないところではないかなと思っております。

○議長 横尾 武志君

小田議員。

○議員 5番 小田 武人君

それから、この契約金額が9,590万ということになっておりますが、先般からいろんなところで、全協の中で資料をいろいろいただいておりますけれども、最終的にこれが1億9,030万が9,590万になったんだという理解でよろしいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

土地鑑定の価格が1億9,000万円程度出ております。最終的に、随時購買ということで、購買で申し込まれた金額が9,590万ということでございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第94号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、報告12号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第12号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第3、議案第89号から日程第8、議案第94号の各議案については、それぞれの常任委員会に審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前11時15分再開

○議長 横尾 武志君

再開します。

まず、総務課長の発言の申し出がっておりますので。総務課長。

○総務課長 占部 義和君

先ほどの川上議員の質疑に対しましてお答えできなかった件についておわびして改めてお答えいたします。

今回の人事院勧告によって芦屋町の職員一人当たり年間どれぐらいの給与が削減されるのかという趣旨でございましたが、お答えとしましては、平均して約8万円程度ということになっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第3、議案第89号から日程第8、議案第94号の各議案については、それぞれの常任委員会に審査を付託しておりましたので、委員長の審査結果の報告の求めたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

総務財政常任委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

〔朗 読〕

報告第15号

総務財政常任委員会付託議案審査結果報告書

- 1、議案第89号 芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 1、議案第90号 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 1、議案第91号 芦屋町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 1、議案第92号 芦屋町一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 1、議案第93号 平成22年度芦屋町一般会計補正予算（第3号）について
- 1、議案第94号 財産の処分について

本委員会は、本日付託を受けた右の議案について慎重審査した結果、すべての原案を可決すべきものと決定しました。

以上、報告します。

平成22年11月26日

○議長 横尾 武志君

次に、民生文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

[朗 読]

報告第16号

民生文教常任委員会付託議案審査結果報告書

1、議案第93号 平成22年度芦屋町一般会計補正予算（第3号）について

本委員会は、本日付託を受けた右の議案について慎重審査した結果、原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

平成22年11月26日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生文教常任委員会委員長 小田 武人

○議長 横尾 武志君

以上で委員長報告は終わりました。

ただいまから審査結果の報告について質疑を行います。

総務財政常任委員長に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。

日程第3、議案第89号から日程第8、議案第94号の各議案について、順不同により討論を許します。川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

議案第92号芦屋町一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

この議案は、人事委員会の勧告に準じて、町職員の一時金を平均で約3万円減額しようとするものであります。町職員給与は、1998年以来12年連続で減額されており、一時金に至っては1963年水準までさかのぼる水準となります。今回の減額は、公務員の生活改善の声に全く耳を傾けない町の使用責任が問われる不当なものです。公務員給与と民間賃金の是正が言われるが実態としてはどうなのか、町職員の高卒卒業での初任給は14万9,800円、大学卒業で17万8,800円、税金などを差し引けば、住民目線からしても著しく高額な給与ではありません。これでは、結婚して家庭を持ち子どもを育てる経済的環境は整いません。また、55歳を超える職員に対する一律の定率減額は、生活実態や生計費原則を無視した年齢差別とも言うべき賃金削減であり許されるものではありません。民間企業との格差を言うのであれば、民間の給与が減少してきた最大の問題は、大企業がこの間史上空前の利益を上げてきたにもかかわらず、労働者の賃金を抑え、正社員を非正規に変え、さらには派遣切り、期間工切りの雇用破壊を進めてきたからです。また、下請け企業に対する単価の引き下げを極限にまで行ってきたことです。大企業は、この10年間で内部留保を210兆円から428兆円に倍以上にふやしました。こうした大企業の異常なやり方が、賃下げ、内需の縮小、賃下げの悪循環をつくってきたのではないのでしょうか。内部留保のわずか33兆円を活用するだけで、10年前の賃金に戻すことはできます。それは、内需を拡大し、税収の増収をもたらします。今、賃金引下げの悪循環を断ち切ることに必要なことです。

また、菅内閣は、来年の通常国会に人件費を削減するために必要な法案を提出し、さらにマイナス勧告以上に給与を引き下げる「深堀」を行うことを明言しています。公務労働者の賃金を下げるとは関連団体に影響を及び、地域経済を冷え込ませます。現在の国の財政状況は、大型開発や大企業減税など、自民党時代からの歴代政権の失政がもたらしたものです。そのツケを公務員労働者に押しつけることはとんでもないことです。消費税増税の露払いとなる公務員総人件費削減に反対する立場からこの議案に反対いたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第89号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第89号は、原案を可決することに決定いたしました。

日程第4、議案第90号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第90号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第91号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第91号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第92号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第92号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第93号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第93号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第94号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第94号は、原案を可決することに決定いたしました。

以上で採決を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて平成22年芦屋町議会第4回臨時議会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時24分閉会
